

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築 }  
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 } について、下記により届け出ます。  
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }

**着手予定日の 30 日前までに提出**

令和 6 年 4 月 1 日 ←

佐伯市長 宛

届出者 住所 ○○県○○市○○町○○番地  
氏名 株式会社○○○○  
代表取締役 佐伯 一郎  
連絡先 ○○○○-○○-○○○○

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在、地番：佐伯市○○町○○番地 (外○○筆) 別紙 地目：宅地 面積： 2, 500 m <sup>2</sup>
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	大規模小売店舗 (スーパーマーケット)
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	着手予定年月日：令和 6 年 5 月 1 日 ● 完了予定年月日：令和 6 年 12 月 1 日 店舗面積： 1, 000 m <sup>2</sup>

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。